



税理士 山本 善通 氏

Question

年末調整(再調整)

当組合は、職員の年末調整を提出された各種控除申告書をもとに行っていますが、この度、年末調整が完了し手続きが終了してから、提出済みの保険料控除申告書の訂正の申出がありました。年末調整の再調整は可能ですか？

Answer

【概要】

年末調整の再調整は1月末日まで可能です。年末調整は、1年間の給与に対する源泉徴収税額の過不足額の精算ですが、その年最後の給与を支払う時の現況により行いますので、年末調整後その年の12月31日までの間において控除額が異動し年末調整による年税額が異動する場合には、その年分の給与所得の源泉徴収票を作成して交付するまでの間であれば、年末調整の再調整ができます。具体的には、給与所得の源泉徴収票の交付期限が1月末日ですので、原則として、1月末日までなら年末調整の再調整ができることになります。

〈年末調整後に保険料を支払ったような場合〉

イ 年末調整が終わった後、本年中に生命保険料や地震保険料などを支払った人がいる場合には、保険料控除申告書によって申告を受け、その異動後の状況により保険料控除額を再計算し、これを基にして年末調整のやり直しをすることができます。この年末調整のやり直しができるのは、「給与所得の源泉徴収票」を受給者に交付することとなる翌年1月末日までです。

ロ また、社会保険料のうち国民年金の保険料若しくは国民年金基金の掛金、小規模企業共済等掛金、新生命保険料、旧生命保険料（1口9,000円を超えるもの）、介護医療保険料、新個人年金保険料、旧個人年金保険料、地震保険料及び旧長期損害保険料について、翌年1月末日までにその証明書類を提出することを条件として年末調整を行った場合で、その証明書類がその期日までに提出されないときは、それらの保険料を除いたところで生命保険料控除の額や地震保険料控除の額などを計算して年末調整のやり直しをし、不足額を徴収することになります。

【留意点】

- (1) 上記以外でも年末調整の再調整は次のような場合があります。
  - ① 年末調整後に給与の追加払があった場合
  - ② 年末調整後に住宅借入金等特別控除申告書の提出があった場合
  - ③ 年末調整後に扶養親族等の数が異動した場合
  - ④ 年末調整後に配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受けた配偶者や受給者本人の所得の見積額に差額が生じた場合
- (2) 年末調整後に異動した所得控除については、再計算によらず確定申告により精算することができますので留意して下さい。（基通190-5〈注〉）

